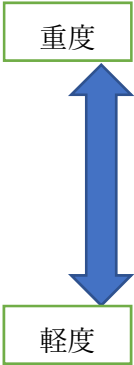


2018年7月20日

資料作成
寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと
佐藤 敏彦

自治連定例会議 懇談会資料

1. 障がい種別とその等級



知的障がい	精神障がい	身体障がい
A1 (IQ20以下)	1級	1級
A2 (IQ20～35)	2級	2級
B1 (IQ35～50)	3級	3級
B2 (IQ50～70)		
療育手帳	精神保健福祉手帳	身体障害者手帳

【知的障がいとは】

知的な能力が年齢相応に発達せず、そのため社会生活能力などが遅れている状態
* 知的な障がいを伴う「発達障がい」の方は療育手帳を所持

【精神障がいとは】

精神に異常のみられる状態。脳の器質的変化や機能的障害によって、さまざまな精神・身体症状や行動の変化が現れる状態。うつ病、統合失調症、双極性障害など
* 知的な障がいのない「発達障がい」の方は精神保健福祉手帳を所持
「発達障がい」には、自閉スペクトラム症(自閉症)、ADHD(注意欠如多動性症候群) LD(学習障がい)等があり、脳の器質的な障がい

【身体障がいとは】

先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障がいを生じている状態、あるいはそのような障害自体のこと。

2. 障がい支援区分

区分6	区分6が支援の量が必要な方。
区分5	先に提示した、障がい者手帳が最重度だからといって、区分が重いとは限らない。
区分4	評価スケールが違うため、このような状況になると考えられる。
区分3	
区分2	
区分1	
区分なし	

【区分6、区分5の対象者像】

身体障がいでは、四肢麻痺等で自ら身体を動かすことが難しい方。

知的障がいでは、行動障害(粗暴行為)や危険予知(急な飛び出し)があり、常に人の目や手が必要な方。

精神障害では、日常的な幻覚や幻聴、妄想、激しい気分の落ち込みによる生活不全(昼夜逆転、引きこもり)などの状態にある方